健康安全指導部

R3. 8. 30

現在、デルタ株の感染者数が増加し、ほぼ置き換わったと考えられています。従来の α 株よりも感染力が強いことが特徴です。(詳細は保健だより裏面御覧ください。)

ただし、それでも、対策は基本的に同じです。感染予防をどれだけ徹底できたか、です。 子供たちも我々も、もうひと踏ん張り、がんばりましょう!

保健指導関係

- 1 児童の健康観察について
 - ・非接触型体温計による児童の検温。
 - ・担任は、登校した児童の健康チェック表を確認し、健康観察を行う。
 - ・発熱 (37.0°C) が確認された児童がいた場合は、ベッド休養はせず、早退の対応を取る。迎えの待機時間があるため、家庭科室で待機。職員が必ず1名付く。
- 2 感染症対策の徹底について
 - ①こまめな手洗いの徹底。*感染症予防の基本です。水道の手洗いタイマーの活用。手洗いと泡を流すのにそ

れぞれ30秒かけられると理想。給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後といった機会で、手洗いを指導する。また、多くの児童が触れる場所や共有の教材、教具などを触れる前後にも、必ず手洗いを行う。 ②換気の徹底

- - ・常時、2方向の窓(教室:廊下側と校庭側)を同時に開けて行う。エアコン利用時においても同様。加え
 - て、休み時間ごとには窓を広く開ける。特に、変異株は感染力が強いので、換気は重要。
- ③歯磨き、フッ化物洗口について
 - ・下膳を時間差にすることにより、水道の混雑をできるだけ避けながら、歯みがきをさせる。 (児童の様子を観察し、問題があれば改善していく。)
 - ・緊急事態宣言下では、フッ化物洗口は中止とします。
- ④消毒について
 - ・各昇降口に、それぞれアルコール設置。教室入り口にも設置する。 (手指等)
 - ・スプレータイプの消毒用エタノールは物品消毒に使用し、多くの児童が手を触れる場所(ドアノブ、手すりなど)を清掃時間に適切に消毒する。アルコールは、保健室にて補充。*スイッチは直接吹きかけない! 6除!!
 - ・月、水の清掃がない日については、放課後に担任による自教室および廊下の共用部分の消毒をする。それ 以外の共有箇所については、SSS が実施する。

給食指導関係

- ①給食配膳時の衛生について
 - ・給食当番衛生点検票を使用し、給食当番の健康状態及び衛生的な服装を確認する。
 - ・配膳台および児童の机を、消毒用ふきん(配膳室で準備したもの)で拭く。
- ②配膳について
 - ・配膳時の密集を防ぐ。密になってしまう学年は、廊下を使用しての配膳可。ただし、**廊下に食缶等を置く** のは厳禁
- ③会食は前向き給食とし、会話は控え、「もぐもぐタイム」 (黙食) を実施する。
- ④机上にハンカチ等を置き、咳エチケットを徹底する。
- ⑤給食の下膳について
 - ・密を避けるために、できるだけ、時間差をつけて下膳する。

(火・木・金)	
12:55~13:00	5・6年
13:00~13:05	3・4年
13:05~13:10	I・2年

 (月・水)

 12:40~12:45
 5・6年

 12:45~12:50
 3・4年

 12:50~12:55
 1・2年